

## 「野菜サポーター」制度実施規約

制定：令和3年11月16日

改正：令和4年11月14日

### (趣旨)

第1条 農林水産省では、国民1人1日当たりの平均野菜摂取量を350gに近づけること及び国内農業に対する消費者の関心を高め需要を喚起することを目的として、「野菜を食べようプロジェクト」を実施しています。この度、本目的に賛同する企業・団体等の関係者（以下「企業等」という。）とともに、野菜の消費拡大を推進するため、「野菜サポーター」（以下「サポーター」という。）制度を創設します。本規約は、サポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

### (サポーターの取組内容)

第2条 サポーターは、国民1人1日当たりの平均野菜摂取量を350gに近づけること及び国内農業に対する消費者の関心を高め需要を喚起することを目的として、以下のいずれかに取り組むこととし、併せて、農林水産省が行う「野菜を食べようプロジェクト」に関する取組への協力又は機会の活用に努めることとします。

- (1) 野菜を使用した商品の販売・提供
- (2) 野菜を摂取することの重要性を消費者へ広く周知
- (3) 国産野菜の価格低迷時等に国産野菜の利用促進を図るための消費者への情報発信

### (サポーターの申請)

第3条 第1条の趣旨に賛同し、本制度への参加を希望する企業等は、別記様式1に必要事項を記入し、農林水産省農産局園芸作物課（以下「事務局」という。）へ申請することとします。

2 次の各号のいずれかに該当する企業等からの申請は受け付けないものとします。

- (1) 政治団体又は宗教団体であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

### (サポーターの登録)

第4条 事務局は、前条による申請があった場合において、別記様式1に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その申請企業等をサポーターとして登録します。

- (1) 「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨に沿っていること
- (2) 野菜を使用した商品を提供していること、または国産野菜を摂取することの重要性や国産野菜の利用促進を図るための情報発信を対外的に、かつ定期的に行っていること。
- (3) 取組計画の内容が具体的であり、実現性が認められること

(ロゴマークの利用)

第5条 ロゴマークは、サポーターに登録された者が利用できるものとします。なお、利用に当たっては、「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマーク利用規程に従うものとします。

2 事務局は、第2条の目的を達成するため、サポーターの取組の周知やサポーター間の交流の促進等に向けた取組等を行います。

(取組実績の報告)

第6条 サポーターは、その取組実績について、別記様式2により、サポーターの登録日を基準に原則として年1回以上、事務局へ報告することとします。

2 事務局は、前項に基づき報告された内容を農林水産省のWebページや公式SNS等により公表します。

(会費)

第7条 サポーターの会費は無料とします。

(機密保持)

第8条 サポーターは、取組実施に当たり、事務局及び各サポーターの間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩しないものとします。

(個人情報の取扱)

第9条 事務局が入手したサポーター及びその申請を行った企業等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき適切に管理します。

(変更の届出)

第10条 サポーターは、登録時に事務局に提供した情報に変更があったときは、その変更内容を遅滞なく事務局に届け出ることとします。

(是正の要求)

第11条 事務局は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認める場合、当該サポーターに対し是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反している、またはその疑いがある場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行った、またはその疑いがある場合

(登録の取消し等)

第12条 事務局は、サポーターが本規約若しくは「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨に反するような行為又は公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為を行った場合には、次の措置を講じることができるものとします。

- (1) 警告
- (2) サポーター登録の取消し
- (3) 企業等名の公表
- (4) 訴訟

(免責事項)

第 13 条 農林水産省は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者（他のサポーターを含みます。）に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

2 農林水産省は、第 11 条及び第 12 条によりサポーター等に発生した損害について何ら責任を負わないものとします。

(規約の改正等)

第 14 条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、サポーターに報告します。

2 本規約の改正によりサポーターに不利益が生じた場合も、農林水産省はその責任を負うものではありません。

(担当)

農林水産省「野菜を食べようプロジェクト」事務局

農林水産省農産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

TEL : 03-3502-5958 E-mail : yasaitabeyou@maff.go.jp

別記様式1

## 「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター申請書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度の趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての登録を求めます。

令和 年 月 日

申請者の名称：

リンク先 URL：

代表者名：

農林水産省 御中

現在の取組	
サポーター 登録後の 取組計画	
担当者連絡先	

※サポーター登録時に掲載する、貴社を象徴するロゴマーク等についても添付をお願いいたします。

別記様式1

## 「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター申請書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度の趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての登録を求めます。

令和〇年〇月〇日

申請者の名称：〇〇〇〇株式会社

リンク先 URL：<https://〇〇〇.html>

代表者名：農林 太郎

農林水産省 御中

<p>現在の取組</p>	<p>(取組場所、取組内容(ロゴ使用含む。)をできるだけ具体的にご記載ください。)</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•Web サイト(アクセス数〇〇人/月)での発信、SNS(フォロワー数〇〇人)への発信による野菜 1 日 350g 以上の摂取の重要性について周知。</li> <li>•野菜を使用した商品である〇〇を販売し、野菜の消費を推進。</li> <li>•野菜を使った商品のプロモーションの一環で、「野菜を摂取することの健康上の利点」をテーマとしたイベント・セミナーを定期開催。</li> </ul>
<p>サポーター登録後の取組計画</p>	<p>(できるだけ具体的にご記載ください。)</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•ホームページ及び SNS において、「野菜を食べようプロジェクト」Web サイトのリンク及びロゴを紹介し、〇〇に対して「野菜を食べようプロジェクト」の趣旨、野菜 1 日 350g 以上摂取することの重要性を周知する。</li> <li>•〇月～〇月、食生活に野菜・果実を取り入れることの重要性に関するリーフレットやレシピを作成し、〇〇で配布するとともに、商品(野菜を使った加工品等)にロゴをつけて販売する。</li> </ul>
<p>担当者連絡先</p>	<p>農水 花子(〇〇部〇〇課)</p> <p>03-1234-5678 hanako@xxx.co.jp</p>

※サポーター登録時に掲載する、貴社を象徴するロゴマーク等についても添付をお願いいたします。

別記様式2

## 「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター取組実績報告書

「野菜を食べようプロジェクト」野菜サポーター制度実施規約第6条第1項に基づき、取組実績を報告します。

令和 年 月 日

サポーター登録日： 年 月 日

登録者名：

報告者名：

農林水産省 御中

報告対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
取組実績 ※本内容は、農 林水産省ホーム ページ等で公表 します。 <u>可能な 場合は、写真を 2~3枚程度添 付ください。</u>	
今後の取組予定	
担当者連絡先	